



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



安全運転を心がけましょう！

**秋の交通安全運動 人と旗の「波」による街頭啓発
(令和4年9月22日)**

2022.11
No.158

第3回定例会報告	P 2
一般質問	P 4～12
議会日誌	P 12

第3回 定例会 報告

令和4年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月2日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。

5日には決算特別委員会において決算審査を行い、12日に再開し、6名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、9月16日閉会しました。

審議した案件

令和4年度各会計補正予算4件、条例設定・改正5件は原案可決、認定9件は認定議決、人事2件は同意議決・1件は適任議決となりました。

《補正予算》

○令和4年度一般会計補正予算
財政調整基金積立金3億円及び学校整備基金積立金7千万円などについて追加補正しました。

○令和4年度国民健康保険特別会計補正予算
基金積立金2千5百万円などについて追加補正しました。

○令和4年度介護保険特別会計補正予算
保険事業勘定の介護給付費国庫負担金超過交付返納金3千百77万2千円及び介護保

険給付準備基金積立金2千万円などについて追加補正しました。

○令和4年度水道事業会計補正予算
職員給与費2百63万8千円を追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町史編さん基金条例設定
町の歴史を体系的及び総合的に記録する町史編さんに要する経費に充てるため新たに基金条例を設定しました。

○岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定
公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定
育児休業の取得回数制限の緩和等、所要の改正をしました。

○岩内町公共施設維持修繕・維持補修基金条例の一部を改正する条例設定
電源開発促進対策特別会計法の廃止に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町地場産業サポートセンター維持運営基金条例の一部を改正する条例設定
電源開発促進対策特別会計法の廃止に伴い、所要の改正をしました。

《認定》

○令和3年度一般会計歳入歳出決算認定

○令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○令和3年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○令和3年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

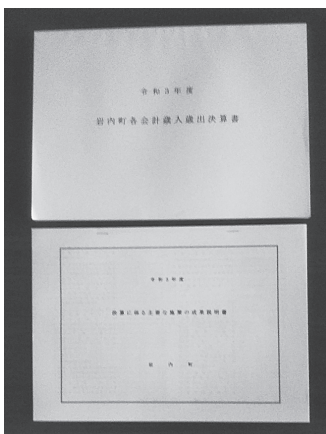
○令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○令和3年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○令和3年度水道事業会計決算認定

○令和3年度下水道事業会計決算認定



教育委員会委員に 固定資産評価審査委員会委員に 人権擁護委員候補者に 山出 博之氏 小林 正広氏 江川 豪保氏 決まる！

《人 事》

○教育委員会委員の任命同意

山出 博之氏の任命に同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意

小林 正広氏の選任に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん

江川 豪保氏を適任としました。

審議した意見書

意見書1件は原案可決となりました。

○国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

意見書は、関係機関に送付しました。

第3回臨時会報告

令和4年度各会計補正予算等を審議する第3回臨時会は、8月2日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き議案の審議を行い、同日閉会しました。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。
手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第3回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志 政 ク ラ ブ								新政クラブ			公明党		日本共産党	市民自治を考える会
		佐藤和嘉	栗林英之	村田文明	永井明	三浦富彦	池田光行	本間勝美	中家正希	志賀昇	下田陽一	金沢志津夫	谷口雅史	奈良初枝	大田勤	佐藤英行
令和４年度一般会計補正予算（第４号）	原案可決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	×
令和４年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和４年度介護保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度一般会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	×
令和３年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度水道事業会計決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○
令和３年度下水道事業会計決算認定	認定議決	○	○	○	－	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	×	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

一般質問

9月12日～14日 6名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

中家正希議員

岩内町人口ビジョン・ 総合戦略について



■質問■

1. 第1期町人口ビジョン・総合戦略の総括と第2期同戦略の組立ての視点は。

2. 町の直近人口と2040年及び2060年の目標人口の達成見込みは。

3. 2030年及び2040年の目標出生率の実現に向けた施策の展開状況は。

4. 総合戦略における最重要業績評価指標の社会移動(転入者数・転出者数)と出生数の直近数値と目標設定時点からの推移状況、令和6年度の目標達成の見込みは。人口ビジョンにおける流入均衡(転出転入の均衡)

の2040年までの達成見込みは。

5. 重要業績評価指標の一人当たり課税対象所得、女性(25～34歳)紹介就職者数、転入者数、ふるさと納税寄附件数、企業版ふるさと納税寄附件数、15歳未満人口、婚姻件数、観光入込客数、健康寿命の延伸の、直近数値と目標設定時点からの推移状況、令和6年度の目標達成の見込みは。

それぞれのPDCAサイクルによる評価・検証・改善の内容は。

■町長■

1. 第1期は、設定数値等の一部が実情にあわず、施策が人口減少抑制や出生数増加に効果的とは言えない検証結果と

なった。

第2期は、人口ビジョンでは、人口減少の課題に取り組むための3視点を設定し、総合戦略では、4視点を踏まえて組み立てている。

2. 直近の人口は、令和2年国勢調査人口で11,648人。

目標人口の達成見込みは、2040年は目標9,920人に対して、推計9,401人、95%の達成率、2060年は目標8,050人に対して、推計7,546人、94%の達成率。

3. 目標の実現に向け、産前・産後サポートケア事業や妊婦健康診査通院交通費助成事業等を展開。

4. 社会移動は、令和2年度△189人、30年度△149人。減少幅が大きく目標数値の達成は難しい状況。出生数は、令和2年度51人、30年度68人。17人の減少で、目標数値の達成は難しい状況。流出入均衡は、令和2年度の社会移動の実績値を基に2040年の数値を再推計した結果、目標達成は難しい状況。

5. 一人当たり課税対象所得は、令和2年度272万2千円、目標設定時点から1万3千円の増加。6年度の目標287万4千円を概ね達成の見込み。

女性(25～34歳)の紹介就職者数は、2年度48人、目標設定時点から8人の増加。目標50人を概ね達成の見込み。

転入者数は、2年度296人、目標設定時点から84人の減少。目標415人の達成は難しい状況。

ふるさと納税寄附件数は、2年度6,705件、目標設定時点から3,

081件の増加。目標8千件を概ね達成の見込み。

企業版ふるさと納税寄附件数は、2年度1件、目標設定時点から1件の増加。4年度の現時点での寄附件数合計は5件で、目標10件を概ね達成の見込み。

15歳未満人口は、2年4月1日時点1,137人、目標設定時点から52人の減少。6年4月1日の目標1,232人の達成は難しい状況。

婚姻件数は、2年度63組、目標設定時点から13組の増で、目標55組を概ね達成の見込み。

観光入込客数は、2年度19万9千5百20人、目標設定時点から17万7千80人の減少。目標50万人の達成は難しい状況。

健康寿命の延伸は、2年度男性77.7歳、女性80.9歳。目標設定時点から男性で0.2歳の増、女性で0.6歳の増で、男性78.4歳、女性81.2歳を概ね達成の見込み。進捗管理や各施策

の具体的な実施内容の内
部評価を行い、まち・ひ
と・しごと創生総合戦略
推進委員会で検証を行っ
た。

第2期総合戦略のめざ
す姿の実現に向けて、進
捗状況を把握しながら、
確実な事業実施に努め
る。

地場産業の振興について

■質問■

1. 過去3カ年の岩内
沿岸のニシンの漁獲量、
漁法、漁獲されたニシン
の系群、群来の出現は。

2. 岩内沿岸のニシン
の漁獲量の増大のための
取組は。

3. 岩内沿岸のニシン
が今後、漁業の主要魚種
として位置付けられるた
めの取組の展望は。

4. 北海道沿岸のニシン
の集団の種類とその利
用用途、利用状況は。

5. 北海道沿岸のニシン
は町でどのように加工
利用されているのか。加
工原料としての評価や利
用の展望は。

3. 種苗放流の継続と、
加工原料として利用拡大
に繋がる支援を継続。漁
獲量の安定と加工原料と
しての付加価値向上によ
り、地場産業の振興に繋
げる。

4. 北海道サハリン系
集団、石狩湾系集団など
7つの集団に分類される
が、集団ごとの利用用途
は知見が無く不明。

5. 主に身欠きニシン、
塩数の子に利用。漁獲量
が安定的に推移していけ
ば、道産ニシンの利用量
は増えると考える。

6. 国等の補助制度に
関する相談や申請手続き
などの支援、国や道への
要請を行ってきたが、引
き続き企業が抱える様々
な問題に寄り添い、必要
な支援に最大限努める。



谷口雅史議員

町営住宅団地跡地の

利活用について

■質問■

あるのか。

昨年の第3回定例会の
私の質問に「現地の確認
回数を増やしながら、除
草の必要な箇所を選定を
随時行っていくことも
に、町職員に作業者講習
を受講させるなど、計画
的な作業日程と必要な人
員を確保しながら可能な
範囲で除草作業を実施
し、適切な維持管理に努
める。」と答弁頂いた。
そこで伺う。

1. 団地跡地の現時点
での確認回数は。

2. 除草の必要な箇所
は。

3. 町職員に作業者講習
を実施したのか。

4. 計画的な作業日程
と必要な人員の計画書は

5. いつ、適切な維持
管理に努めるのか。

6. 売却するにも安価
で、早期建設条件等が必
須と思うが考えは。

7. 車両系建設機械が
入れない団地跡地を町民
に健康増進も兼ねた、ふ
れあい農園として無料貸
出する思いはあるか。

8. 町営の無料ドッグ
ランの計画はないのか。

町長

1. 毎月に加えて除草
作業前にも現地確認を
し、これまでに10回確認。

2. 団地跡地のうち更
地は9箇所あり、除草が
必要な箇所は、旧みど

5. 職員に講習を受講
させ、作業に従事できる
職員を45名確保、刈払機
を5台追加導入し、職員
による町有地の管理体制
を強化している。



りヶ丘団地跡地と旧島野
D団地跡地を除いた7箇
所。

3. 刈払機を使用する
場合は取扱作業安全衛
生教育の修了証の交付を
受ける必要があることか
ら、順次、職員に受講さ
せており、今年度は7名
が受講。

4. 予算編成時に燃料
費等の経費を算出するた
め、作業箇所や人員を定
めた実施計画を作成し、
現地確認により計画を見
直し、作業箇所や人員、
日程を決定。

5. 職員に講習を受講
させ、作業に従事できる
職員を45名確保、刈払機
を5台追加導入し、職員
による町有地の管理体制
を強化している。

今後も、公衆衛生上の問題や生活環境、防犯上での影響等が生じないよう、近隣住民へ十分配慮しながら、可能な範囲で団地跡地を含めた町有地の適切な維持管理に努める。

6. 実際の土地活用は、一定の期間や費用を要する場合もあり、価格設定の際、長期的な観点も含めた中で町の利益に資すると判断した場合、時価を下回る売却価格の検討も必要と考える。

7. 健康農園「陽だまり」廃止当時と大きな変化がなく、生活習慣や糖尿病等の発症予防・重症化予防を優先施策として取り組んでいることから、現時点において予定していない。

8. ドッグランの設置は、人とペットの共生社会の育成等のメリットは理解しているが、犬の吠え声やフン持ち帰りのマナー遵守など、近隣住民の理解や衛生管理など、多くの課題があり、現時点では計画していない。

都市公園の管理について

■質問■

町内の街区公園等の樹木が大きくなり、カラスの巣が作られ、さらに強風時は枝折れの落下・飛散が懸念される。憩いの公園が住民に危害・迷惑を加えるわけにはいかない。

2. 町の公園管理の樹木の剪定は高所の剪定をするのか。

3. いわないマリナーパークトイレ付近の樹木の剪定はしたのか。

4. 相生公園の砂場の砂の入れ替えはするのか。

■町長■

1. 全ての都市公園は、平成30年度に一斉点検を実施。以降、年に一度の定期点検や強風等があった場合、樹木の目視点検も実施。

2. 様々なケースに応じて剪定している。専門家による現場検証では、高木の管理手法の助言があった。

3. 他の公園と同様に計画的に行っている。

今年度は、7月下旬に中・低木を中心に剪定した。

4. 砂場の汚れがひどい場合は、一部の砂の入れ替えを行っている。

佐藤英行議員

町職員の人事評価制度の運用と人材育成、今後の体系的職員育成方法は

■質問■

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と地方自治法にある。自治体職員は住民の福祉の増進を図るための担い手であり、町行政を実践する主体でもある。町職員人事評価実施規程が平成28年4月に施行されている。

のための人材育成である。評価者によって不公平感が生じてはならない。

3. 不断の能力向上、モチベーション向上を目指すため、今後の体系的職員育成方法は。

■町長■

1. 退職時35歳未満では、令和元年度7名、2年度3名、3年度5名。事由は、自己都合12名、他の公務員への転任2名、懲戒免職1名。自己都合の事由は、結婚、配偶者の転職、健康面の心配、職場の雰囲気・人間関係に馴染めなかったなど様々であり、終身雇用にこだわりの持たない若年層が増えている要因もある。

1. 近年の若年層の退職数、退職原因は。

2. 人事評価に基づく人事管理の現在の問題点は。

人事評価制度の本来の目的は、地方自治の実践

2. 納得できる評価基準やその公正な評価、適宜適切な面談実施などが重要であり、上司と部下の相互理解の機会として大変有用だが、留意点の評価者への浸透が課題である。

3. 職員各々の意識啓発に資する様々な研修機会の創出などにより、職員の成長実感、主体性、組織への共感を引き出すことだと考える。職員と組織が互いに成長・貢献し、良好な関係性を構築する人材マネジメントを推進し、何事にも前向きに気概を持ってまちづくりに取り組む「志」を持った職員の育成に取り組む。



■再質問■

評価者、中間管理職の教育の喫緊の課題に対しての人材マネジメントは。

■町長■

組織力を高めるための管理職の位置付けは重要

であり、新規課長職への

研修の義務付けや全管理職対象の人事評価研修の実施など、人事評価制度を有効に活用するための公正な評価や適宜適切な面談実施方法等について

研さんを深めている。

泊発電所周辺地域原子力防災計画は、

住民が被ばくしない実効性のある計画か

■質問■

原子力災害対策特別措置法は放射線被ばくをさせないことを目的とした法律といえる。

原子力災害は複合災害として起きることが想定される。

1. 複合災害の原因の想定は。その規模は。

2. 原子力防災計画の実効性はどこの機関が認定するのか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画、退避等措置計画は、住民の被ばくを前提とした計画目的と

などしている。

規模は、地震は震度6以上、津波は大津波警報、台風は大型の台風とした想定で、訓練を実施。

2. 計画の実効性の認定は、法の規定等でも認定を行う機関は定めていないが、地域原子力防災協議会で総合的な訓練の実施結果、成果、反省点等を協議し、関係機関が課題を共有、計画やマニュアルの改善等がなされ、本町も、計画の継続的な見直しをすること

で、実効性が高まるよう取り組んでいる。

3. 4. 原子力災害対策特別措置法では、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する旨が規定され、原子力災害対策指針では、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する、放射線の重篤な確定的影響を回避し、又は「最小化」するため、確率的影響の「リスクを低減」するた

めの防護措置を確実なものとする」とされている。

泊発電所周辺地域原子力防災計画も、そうした法の規定等に基づき、計画の目的、性格、基本方針等を定めており、法の趣旨に反してはいない認識である。

■再質問■

1. 震度6以上、大津波警報下、大型台風下、また、暴風雪下での災害が複合的に起きた場合の想定は。

2. 泊発電所周辺地域原子力防災計画は、被ばくをすることを否定しないということか。

3. 被ばくからの避難の実効性をどのように確保していくのか。

■町長■

1. 昨年度までの訓練では、震度6以上の地震及び大津波、また冬季では、暴風雪と地震を複合的に実施しているが、今般の全国各地の被災状況から、地震と台風等の複

合的な想定は必要と考えられるので、今後、北海道等とも協議していく。

2. 国の原子力災害対策指針の放射線被ばくの防護措置の基本的考え方は、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り、低くするとされており、町としても、その方針により対応している。

3. 原子力災害対策は、原子力災害の特殊性も踏まえ、関係機関の連携、防災業務従事者の防災技術の向上に向けた取組の積み重ねが重要で、様々な災害を想定した原子力防災訓練を繰り返し、実効性を高めていく。

■再々質問■

放射線被ばくをすることを否定しないという認識でよろしいか。

■町長■

原子力防災計画は、当然に住民が、放射線による影響を回避することを大前提としているが、様々なシビアアクシデン

ト等で、住民等が被ばくする可能性がある場合を想定し、退避等措置計画を策定している。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。



町公式HP : <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

志賀 昇 議員

財政運営について

■質問■

財政の安定化の実現を図るため、安定した歳入の確保が課題であることから、次の点について伺う。

1. 本年の普通交付税が、町は前年度比で7.1%減で、管内で倶知安町に次ぐ2番の減少率となっている。今後の財政運営上どのような影響が出てくるのか。

2. ふるさと納税の財源確保が当初予算見積り通りか、その状況と見通しは。

3. 企業版ふるさと納税は、第2期町総合戦略に位置付ける事業の推進を図るため、本町と縁のある町外企業への積極的

なアプローチに努めるとしているが、現在までの取組状況と見通しは。

4. 企業や団体への情報提供や支援体制の確立を図るとともに、町独自のガバメントクラウドファンディングの実現に向けて取り組むとしている。取組状況と今後の見通しは。

■町長■

1. 前年度繰越金で補てんが可能であり、町税の調定額が予算額を上回っていることから、決算に向けた大きな影響はなく、また、普通交付税の算定額には、今年度に限って大きく減額となつた要素もあり、来年度は例年通りに回復する見込みであることから、今後



の財政運営上の影響は限定的。

2. 8月末時点での寄附金額の状況は、1千8百58万8千円で対前年度と比較し、64.3%の増となっているが、寄附は例年10月から12月にかけての繁忙期に寄附全体の7割程度が集中している状況にあり、今後の対応が重要。既存商品の磨き上げや新たな地場産品の発掘をはじめ、ふるさと納税に関心のある方へのウェブ広告の情報発信に取り組むなど、寄附金額の目標値を上回るよう努力する。

3. トップセールスなものを通じて寄附を募るほか、町のホームページで周知を行っており、これ

までの寄附件数は5件、総額290万円となり、含翠園改修事業や学校ICT環境整備事業等に活用。

企業が寄附をしたい魅力ある自然環境保護や地域活性化事業に特化し、効果的な情報発信やトップセールスによる企業PRなど、戦略的に取り組む中で寄附額の確保に努

再生可能エネルギーについて

■質問■

国が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指す宣言をしたことから、町において、再生可能エネルギーの推進が強く望まれているので、次の点について伺う。

1. 町における、洋上風力発電の進捗状況は。

2. 太陽光発電や小水力発電は、民間事業者による事業計画が検討され

める。

4. クラウドファンディングを活用して事業を実施するための活用指針を策定中であり、新たな財源確保に向け、本町固有のストーリー性を有し、多くの賛同を得られる事業を選定し、実施に向けて取り組む。

していると執行方針にあるが、どの様に進められているのか。

3. 円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査等の進捗状況と成果は。

■町長■

1. 促進区域の指定に向けて、国の調査では網羅されていない環境影響評価手続きや系統枠の確保、漁業実態調査などの各種調査を行うため、共同調査を実施する参画事業者を募集して13事業者

が決定。寿都町が参画事業者と協議の上、調査内容の調整を進めており、内容が決定次第、4年度から6年度にかけて各種調査を実施予定。

2. 太陽光発電施設の事業計画の状況は、宮園地区の民有地を建設場所として地権者から用地を取得し、近隣住民への事業説明も終え、工事着工は、今年夏頃を予定していたが、新型コロナウイルスの拡大や各種部材の高騰などにより遅れている。

小水力発電施設の事業計画の状況は、敷島内地区の幌内川周辺を建設候補地とし、現在、近隣住民や関係する事業者に対して理解促進に向けて交渉を進めている。

3. 経産省の補助事業を活用し、平成29年度から各種調査や温泉タンクの更新などを実施。いわない温泉9号井付近で温泉湧出に向けた増掘調査を行い、泉温68.8℃、毎分140ℓの湧湯量の温泉熱資源を確保。



また、排湯熱を利用するヒートポンプシステムの構築などの検討により、エネルギーコストが年間1千7百万円程度、CO₂排出量は年間500トン弱の削減効果があると試算。

さらに、町内の民間事業者と行政で組織する円山地域連携会議において、呼称の統一化に取り組んだほか、先進的な地域経営を実践する地域を視察し、温泉ブランドディングの戦略分析なども実施。

今後は、ヒートポンプの活用が最も有効であるとの調査結果を受け、システム構築に向けて検討を進め、円山地域に限らず、地域全体で地場産業の活性化に繋がるよう、経産省のエネ高事業を有効的に活用していく。

岩内町史発刊について

■質問■

町史は、郷土の歩みを後世に伝える極めて重要な教本であり、本町にとつて必要不可欠なものであると認識している。としているが、町史の発刊状況は、昭和41年に発刊され、その後55年が経過し、時代は昭和・平成・令和と移り進み、町の進展も大きく変わってきている。早期の発刊が強く望まれているので、今後どのように進めるのか。

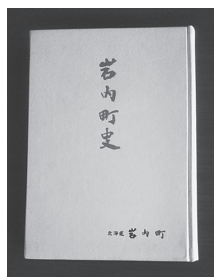
■町長■

事業費の財源確保に一定の目処がたったため、本定例会に町史編さん基金条例案と補正予算案を上程した。

今後は、令和5年度以降に予算措置し、庁舎内の部局横断組織となる編集委員会や、有識者、業界団体、一般公募の町民などで構成する諮問的委員会の設置などの体制整備を図り、具体的な検討

作業に着手するとともに、執筆、編集、助言などを担う専門業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

編さんにあたっては、制作プロセスを含めた事業全体の取組に対する町民の理解と協力が不可欠であり、広報紙やホームページ等を通じた情報発信に努めながら、5年度より本格的な編さん作業を開始し、10年度を一つの目標に新たな町史発刊を目指す。



大田 勤 議員

自衛隊員勧誘のための

町の個人情報提出は

法的根拠なし

■質問■

1. 岩内高校玄関前で自衛官募集は、高校事務所の許可を受けて行われているのか。校舎敷地外だけに規制されているのでは。

回数・頻度など掲載時期の決定は、広告掲載要領の規定による掲載料では、年10回の掲載は掲載料不足では。

5. 名簿資料等提出は法定受託事務で町長に答える義務はないのでは。

2. 他団体での活動は敷地外、自衛官の募集なら校舎敷地玄関前でを認め、この実態を学校は現認しているのか。

3. 全国の高校約4割で自衛隊員勧誘説明会を開催。岩内高校での説明会は、高校・中学からの入隊数は、岩内町での学生宅戸別訪問等の行動実態は。

4. 年間2万2千円を自衛官募集事務費委託金として予算化。広報掲載

■町長■

1. 俱知安地域事務所からは、高校の許可を取った上で実施したと聞いている。募集活動の校舎敷地外に限定した規制について、直接、規制する法律やルールはない。

2. 高校では、営利行為に繋がる敷地内での呼び掛けなどは認めていないが、自衛隊等募集活動は、就職活動の一環として認めているとのこと。

3. 進路指導の中で希望者がいる場合に、高校からの要請により随時開催しているとのこと。

高校新規学卒者の入隊者数は、令和元年度5名、2年度6名、3年度5名。直近3年間の中学校新規学卒者で入隊者はいない。

本町での戸別訪問は実施していないとのこと。

4. 俱知安地域事務所から依頼を随時受け、広報紙面全体の編集量などを勘案し掲載を決定している。



自衛官募集記事は自衛隊法施行令に基づき公共的周知事項として掲載しているため、有料広告として取り扱っていない。

なお、事務費委託金は、自衛隊法等の規定に基づき地方公共団体へ配分され、本町では、町広報紙への募集記事の掲載経費に充当している。

5. 義務はないと認識している。

高校の許可のもと、生徒の登下校や教育活動などに影響を及ぼさない限り、生徒自身が進路選択を自ら考える貴重な機会であると認識しており、町として中止を求める対応は考えていない。

対象者情報の紙媒体等での提供は、様々な法的解釈と全国的に対応が異なることなどを勘案すると、なお慎重な対応が求められているため現時点では閲覧により対応している。

今後も、関係機関と連携を図りながら、町としての募集事務を適正に取り進める。

町は国や自治体からの交付金を

公営住宅の収入認定とはしない判断を

■質問■

1. 国は感染症の対応で地域の実情に応じ必要な事業は使用料等の減免も含め原則使途に制限はないとした。公営住宅入居者で国や自治体からの給付金で収入超過となった者や、収入超過ではないが給付金等が収入認定され住宅家賃が上がった入居者は、その該当者数は。

2. 給付金等は一時的なもので収入認定にはならないのでは。

3. 新型コロナウイルス対策事業協力金や持続化給付金は収入と認定されているのか。

4. こうした認定で収入超過になった者や、収入超過ではないが給付金等が収入認定され住宅家賃が上がった入居者は、その該当者数は。

5. 協力金などの家賃

算定対象からの除外は事業主体の判断で可能。感染症等で生活困窮世帯への一時金を所得金額に認定しない対応の徹底を町の対応は。

■町長■

1. 給付金等は、支給の目的や性質により非課税・課税対象となり、こうした給付金等の支給により収入超過となった入居者は調査の結果、確認されていない。また、家賃が上がった世帯はない。

2. 税法上の整理に基づき収入認定する。

3. 国税庁より事業所得者に支給される持続化給付金等は課税対象と示され事業収入として取り扱う。

4. 給付金等を含めた収入認定により、収入超過となった世帯は確認されていない。また、家賃が上がった世帯はない。

5. 持続化給付金等により家賃へ影響を及ぼす世帯も確認されており、現時点で、所得金額の認定から除く考えはない。

健康増進・疾病予防のため

带状疱疹ワクチン接種に町の助成を

■質問■

「带状疱疹は予防接種があるが、岩内町でも補助はできないのか」など带状疱疹への対応周知やワクチン接種の助成を求める声が上がっている。

1. 50歳を過ぎると発症が増え80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症と言われるが、町での罹患患者数や現状把握は。

2. 町政執行方針に疾病予防やフレイル対策とあり、病状が見えたら早めの受診、ワクチン接種推奨が疾病予防・健康づくり推進となるのでは。

3. 町が行う予防接種に取り入れ発症阻止効果

を図る考えは。

4. ワクチン価格が接種者にとって高額で受診控えとなり病状の進行が憂慮される。ライフサイクルに応じた疾病予防にワクチン接種助成が50歳以上の住民へ必要と考えるが町の対応は。

■町長■

1. 町民健康相談などで、一定数の方が罹患していると認識しているが、感染症法の規定により医療機関から保健所への届出の必要がない感染症に位置付けられており、正確な罹患患者数については、把握していない。

2. 带状疱疹ワクチン

接種については、定期接種ではなく任意接種として位置付けられ、現在接種勧奨に係る啓発等は行っていないが、予防や発症後の早めの受診は大変重要であると認識しており、早期受診に係る周知など、状況に応じ必要な対応を講じる。

3. 4. 50歳以上の方のワクチン接種の意義は大きいと認識しているが、国の審議会において、ワクチンの効果・安全性・持続性等、定期接種化に向けた検討がされており、現段階において、町がワクチン接種費用を助成する考えには至っていないが、引き続き、国の動向を注視する。



村田 丈 明 議員

立地適正化計画の進捗状況と

関連する諸計画や町の施策への

影響と反映について



■質 問■

立地適正化計画は、居住・都市機能の集積をはかり持続可能なまちづくりの方針を定めるもので、町民の未来を大きく左右する大変重要な事項である。

1. 関連部課で構成する委員会・検討会の活動の進捗状況と具体的な内容は。

2. 基礎データの収集・分析の具体的な内容、スケジュールは。収集・分析の内容は公開するの

3. 既に策定済みの諸計画との間にそごが生じた場合は、諸計画の改定時期を待たずに反映すべきと考えるが。

■町 長■

4. 本町が陸の孤島となることを回避し諸問題に打ち勝つ施策や展望が肝要。状況をどう捉えているのか。

1. 委員会は、町の関連施策との連携を図らなければならぬことから、構成は、各分野を所管する課長職を予定し、11月の設置に向け、準備を進めている。

検討会の構成は、必要な専門的知識や町民意見などを聴取し、計画に反映させることを目的として、一般公募による委員も含め20名程度とし、10月の公募委員の募集期間を経て、11月の設置に向け、準備を進めている。

2. 基礎データは、40

項目程度を行う予定のほか、必要に応じその他のデータの収集・分析も行い、得られた情報を基に、町の現状と将来見通し等を把握し、懸念される課題の洗い出しやまちづくりの方針の策定に反映する。

スケジュールは、今年度中に、収集・分析を行い、各委員会等において報告、意見等を聴取する。

データは、原則公開可能なもので、進捗に合わせ、各年度末時点において情報公開予定とし、その時点で公開する範囲について判断する。

3. 計画の取りまとめは、委員会を設置し、関連する計画とのそごや不足が生じた場合、庁舎内

での連携を図りながら適切に対応する。

上位計画となる町総合振興計画は、前期・後期5年毎の2期の計画で、令和7年度に中間見直しを予定しており、本計画の方向性や施策方針案と総合振興計画との違いが明らかである場合には、適切な見直しも必要。

4. ニセコ・倶知安エリアや余市エリアとの連携は、交通インフラの利便性向上や、自然を生かしたリゾート開発といった活かすべきチャンスが到来していることから、

「稼ぐ力」の養成を最優先課題とし、地域外からの交流人口や関係人口を増やしていく事が重要であり、こうした課題についても基礎データの収集・分析を行い、課題の洗い出しを行う中で検討していく。

「稼ぐ力」の養成を最優先課題とし、地域外からの交流人口や関係人口を増やしていく事が重要であり、こうした課題についても基礎データの収集・分析を行い、課題の洗い出しを行う中で検討していく。

■再質問■

1. 委員会・検討会が11月の設置とすると、データの収集・分析はいつ行うのか。計画の完成

に影響は。

2. 検討会に対する報酬は。十分な報酬を用意して有識者を招く意向はあるか。

■町 長■

1. 取りまとめ作業の支援を行う受託業者と8月に業務に係る契約を締結し、策定作業を開始した。

データの収集・分析は、

自治会や町内会等の衰退に対して

町の現状に対する取組状況と

取るべき対応とは

■質 問■

人口減少する中で役場も規模を縮小する。自治

会の活動は今後重要度を増していく。加入率の向上、若者の参画を促すことで活動の総量と質を高めるとともに、町による支援・施策を推進すべき。

1. 本町の自治会等の組織数は多く、支援・啓蒙するには、実態を把握

契約後直ちに作業を進めており、計画の完成に影響は無い。

2. 検討会は、学識者及び町内の有識者により構成し、学識者に対する謝礼は、国で定める基準に基づき支払い、北海道大学の教授に依頼する予定。

町内の有識者に対する謝礼は、条例で規定する報酬額に準じて支払う。

することがはじまり。自治会等の数と会員数、加入率は。

2. 「連合会」などの組織形成、自治会等の合併を促すべきと考えるが。

3. 地域運営組織形成支援業務の具体的な内容は。

4. 若者の入会や活動の参加を阻んでる要因は。

5. 支援・啓蒙を目的とした地域おこし協力隊の任用や募集の可能性は。

6. 自治会等と不動産業者等との協定を空き家対策と繋げる考えは。

■町長■

1. 令和4年8月末の自治会等は92団体で、会員数は調査していないが、世帯数では3年12月末時点で、防犯街路灯電灯料補助申請では、4,019世帯、加入率は約61.5%と推計。

2. 平成30年に町内会長で構成する、町内会・自治会あり方検討会を設置し、地域が直面する課題の解決を担う、持続可能な組織づくりと仕組みづくり、地域の実情に応じた町内会等を活性化させるために必要な方策等の構築を目指し、協議を進めている。

3. 令和3年度は、規模別の町内会長ヒアリングや庁舎内ワーキング等を5回開催したほか、現状・特性・課題把握や町職員への町民まちづくりアンケート等を実施し、報告書を取りまとめた。

4年度は、フォーラムの開催や町内会長等向けの学習会、地域運営組織モデル地区の選定及び協議、町内会・自治会あり方検討会のアドバイザー及び庁内ワーキンググループの継続と町内会支援活動を10回程度行う予定。

4. 昨年実施したアンケート調査の結果から、町内会等の認知度が低く、活動内容に対する理解がされていないこと、活動や役員の負担が大きいうえ、町内会活動への参加を拒む主な要因と捉えている。

5. 地域の巡回や町内会等活動の推進及び団体間の連携等をサポートするため、総務省の支援制度である「集落支援員」

を募集しているが、現時点で申込みが無い。人材確保に向けた取組を進める。

6. 自治会等と連携し近隣の空き家情報の提供を依頼する取組を行っているほか、町内不動産業者等とも、しりべし空き家BANKや岩内町空き家バンクの取組や、町内不動産業者等による空き家所有者調査への協力など、空き家対策を推進するうえで、一定程度の効果が得られている。

6月に改訂した空き家等対策計画において、自治会等が情報を積極的に町に情報提供し、空き家や跡地の活用を可能とする循環モデルの構築を新たな取組方針として位置付け、具体的な検討を進める。

■再質問■

1. 町内会の活動実態調査を地域運営組織形成支援事業において行うのか。

2. 集落支援員の早期の任用が望まれる。今後の対策は。

援を目的とした協議を進め、活動実態の把握に努める。

■町長■

1. 町内会活動等を紹介する情報誌や町内会運営の基本となる運営ハンドブックの作成などの支

2. 今後、幅広い募集活動と処遇改善をする中で、人材確保に向けた取組を進める。

議 会 日 誌

8月 2日	第3回臨時会	9月 5日	決算特別委員会
5日	岩内町戦没者追悼式	12日～16日	第3回定例会再開
22日	原子力発電所問題特別委員会		
24日	後志町村議会議長	10月 3日	後志町村議会議長
	議員研修会		会臨時総会
25日	社会文教委員会		共同募金運動街頭募金
26日	建設産業委員会	5日	元黒松内町長町葬
29日	総務委員会	11日～15日	新政クラブ・日本共産党・市民自治を考える会視察
30日	議会運営委員会		建設産業委員会視察
		17日	社会文教委員会
9月 2日	第3回定例会招集	20日～22日	
	IWANAI RESORT運営状況議員説明会	28日	
	決算特別委員会招集		

編集後記

「議会だより158号」

をお届けいたします。第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)